
《 声 明 》

憲法に違反し、日本学術会議の独立性を奪う「法人化」に反対する

政府は、「国の特別の機関」とされている現在の日本学術会議を廃止し、国から独立した法人格を有する組織としての特殊法人に組織替えする法案を国会に提出しようとしている。これは、総理大臣任命の委員による評価委員会という新たな介入の仕組みを作り、また中期的活動方針と年度計画作成を義務づけて予算を梃子に政府の意に沿う活動をさせ、さらに選考助言委員会を新設し会員選考に政権や財界の意向を反映させるなど、学術会議を政権に従属させる法人化に他ならない。

この政府の策動に対して全国から反対の声が湧き上がり、多くの学術団体等が反対の声明を出している。これらの声明で法人化案の問題点、政府の狙いが余すところなく明確になっているのでここでは繰り返さないが、この間、自民党や一部マスコミから、軍事研究に反対する学術会議への攻撃が執拗になされてきている。

2022年に制定された「国家安全保障戦略」に沿った軍学共同の推進と学術会議潰しは軌を一にした動きであり、今後は学術会議を政権のコントロール下におき、軍事研究に反対することは許さず、軍事研究に動員していく狙いであることは明白である。

学術会議は、1949年、前身である学術研究会議が当時の政権の統制下で戦争に協力した過ちへの反省の上に、政権から独立した国の機関として発足した。学術会議が「戦争を目的とする科学の研究には絶対に従わない決意の表明」（1950年）、「軍事目的のための科学研究を行わない声明」（1967年）、そしてそれらを継承する「軍事的安全保障研究に関する声明」（2017年）を発出してきた背景には、科学者は二度と戦争に協力しないという原点がある。

学術会議が国の機関でありながら政権から独立して発足したのは、学術の論理と時の政権の政策とは異なるものであり、時に政権批判が自由闊達に行われることこそ戦後の深い反省によるものであった。

そもそも今回の法人化の出発点は2020年の菅首相による6名の学術会議会員の「任命拒否」である。これは戦前の「天皇機関説事件」や「滝川事件」に対する政府の無謀な弾圧を彷彿させるものあり、とんでもない暴挙である。

学術会議に介入した政府の「任命拒否」は学問の自由を保障する憲法23条を踏みにじるものであり、これに対して全国1200にも及ぶ学協会、大学関係諸団体、市民団体等から抗議の声明が出された。ところが、政権や自民党は自らの任命拒否の姿勢を改めるところか、逆に学術会議の在り方に問題があるかのような議論にすり替え、介入を続けたのであり、今に至るも任命拒否について一切の説明をしていない。我々は、6名の会員をすみやかに任命し、学術会議を「法人化」する暴挙を直ちに止めるよう、強く要求するものである。

2025年4月10日

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟

札幌支部幹事会